

壮警町管理型浄化槽整備事業

事業者募集要項

平成 16 年 11 月 29 日

壮 警 町

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	事業の概要	2
第3章	事業者の募集及び選定のスケジュール	3
第4章	応募者の資格	4
第5章	応募の手続き	6
第6章	事業者の候補者の選定方法等	9
第7章	契約の概要	10
第8章	提案に関する条件等	12
第9章	事業実施に関する事項	13
別紙1	町と事業者のリスク分担の基本的な考え方	
別紙2	提案書の記載内容	
別図	壮瞥町管理型浄化槽整備事業区域図	
様式1-1	参加表明書	
様式1-2	グループ予定構成員一覧	
様式2	参加辞退届	
様式3	募集要項等に関する質問・意見書	

第1章 はじめに

壮瞥町（以下「町」という。）は、壮瞥町管理型浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施するため、PFI法第5条の規定により、平成16年10月20日に壮瞥町管理型浄化槽整備事業に関する実施方針（以下「実施方針」という。）を公表した。

町は、実施方針を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、平成16年11月15日に本事業を「特定事業」として選定し、その旨公表したところである。

また、町による管理型浄化槽の適正な設置、維持管理等の推進を図るため、これらに関する費用負担等について必要な事項を定めている壮瞥町管理型浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成16年壮瞥町条例第29号。以下「条例」という。）を平成16年11月18日に制定した。

壮瞥町管理型浄化槽整備事業事業者募集要項（以下「本募集要項」という。）は、町が、本事業を実施しようとする意思のある民間事業者を公募し、総合評価によって本事業を実施する事業者（以下「PFI事業者」という。）を選定するにあたり、本募集要項に則りPFI事業者となることを希望する者に配布するものである。

PFI事業者になることを希望する者は、本募集要項の内容を踏まえ応募すること。

第2章 事業の概要

(1) 事業名

壮瞥町管理型浄化槽整備事業

(2) 事業の実施場所

北海道有珠郡壮瞥町内であって、条例第3条に規定する対象区域内とする。(別図のとおり。)

(3) 事業内容

ア 対象区域内において、合計150基の合併浄化槽及び付帯施設等(以下「管理型浄化槽」という。)の建設

(ア) 流入管及び放流管までを本事業の対象として一体的に建設する。

(イ) 事業所用として設置する浄化槽については、合併浄化槽本体を本事業の対象として建設することとし、流入管、放流管その他の付帯施設については、本事業の対象外とする。本事業の対象外となる流入管、放流管その他の付帯施設は、当該事業所の事業主等が施工主となって建設する。

イ 本事業で建設された管理型浄化槽の維持管理業務及び法定検査の実施

なお、詳細については別添の「壮瞥町管理型浄化槽整備事業に関する業務要求水準書」(以下「要求水準書」という。)を参照のこと。

(4) 事業方式

本事業は、PFI法及び条例の規定に基づき、対象区域内においてPFI事業者が管理型浄化槽を建設し、完成後、町が管理型浄化槽を買取った上で、事業期間中における管理型浄化槽の維持管理業務等を当該PFI事業者が遂行する方式、いわゆるBTO(Build-Transfer-Operate)方式により実施する。

(5) 事業期間

事業期間は平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間である。ただし、遅くとも平成24年3月31日までに、第3号アに規定する数(150基)の管理型浄化槽の建設を終了するものとする。

(6) 施設の技術基準

管理型浄化槽及び関連管渠の技術基準は、国の技術基準を満足するものでなければならない。

(7) 特定事業の実施者

壮瞥町長 山中 漠

第3章 PFI事業者の募集及び選定のスケジュール

今後のスケジュール（予定を含む。）は、次のとおりとする。

平成 16 年 11 月 29 日(月)	本募集要項公表
平成 16 年 12 月 6 日(月)～平成 16 年 12 月 7 日(火)	参加表明書及び添付書類受付
平成 16 年 12 月 9 日(木)	参加資格審査
平成 16 年 12 月 10 日(金)	参加資格審査結果の通知及び公表
平成 17 年 1 月 24 日(月)	提案書受付
平成 17 年 1 月 25 日(火)～平成 17 年 2 月 10 日(木)	提案書の審査
平成 17 年 2 月 14 日(月)	PFI 事業候補者の選定及び公表
平成 17 年 2 月 14 日(月)～平成 17 年 3 月 10 日(木)	事業実施に向けての協定書・事業契約書等の作成
平成 17 年 3 月 10 日(木)	契約締結に向けての協定の締結
平成 17 年 3 月 10 日(木)～平成 17 年 3 月下旬	事業候補者は特別目的会社（SPC）を設立
平成 17 年 3 月下旬(予定)	仮契約締結
平成 17 年 3 月下旬(予定)	町は議会に仮契約議案を提案し、議会の承認後、事業契約締結
平成 17 年 4 月 1 日以降	事業開始

なお、本募集要項の内容又はスケジュール等に変更が生じた場合には、本募集要項の公表と同じ方法により、速やかに変更のあった事項等について公表する。

第4章 応募者の資格

1 基本的要件

本事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、管理型浄化槽の建設を行う企業（以下「建設企業」という。）、保守点検を行う企業（以下「保守点検企業」という。）及び清掃・汚泥収集運搬を行う企業（以下「清掃企業」という。）を含み構成される企業であることを基本とする。

- (1) 応募者は、建設企業、保守点検企業及び清掃企業を、1社（以下「応募企業」という。）として構成してなることも、複数の企業等により構成するグループ（以下「応募グループ」という。）としてなることも可能とする。応募グループとして応募する場合には、その応募グループを代表する企業（以下「グループ代表企業」という。）を定めなければならない。
- (2) 応募者を構成する企業（以下「応募者の構成員」という。）の変更は原則的に認めない。ただし、変更すべきやむを得ない事情が生じたときは、必ず町と協議を行うものとする。
- (3) 応募者は、他の応募企業又は他の応募グループの構成員として、重複して応募してはならない。ただし、町がPFI事業者の候補者として選定された応募者と事業契約を締結した後においては、選定されなかった応募者がPFI事業者の業務等に協力することは差し支えない。
- (4) 応募者は、仮契約締結までに本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）を商法（明治32年法律第48号）に規定する株式会社として設立するものとする。応募グループの場合においては、グループ代表企業は必ずSPCへの出資を行うものとし、グループ代表企業を含む応募グループでSPCの過半数の株式を保持し、かつ、グループ代表企業の株式保有割合が最大となるようにすること。
- (5) SPCは本事業の業務を、選定された応募企業若しくは応募者の構成員又は協力会社（応募企業又は応募者の構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から本事業の業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。）に携わらせることができる。この場合、参加表明書及びこれに係る添付書類においてそれら企業の名称及びその携わる業務等を明記すること。

2 応募者及び協力会社の参加資格要件

応募者、応募者の構成員及び協力会社は、全体として次の参加資格要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 本事業を円滑に遂行する為に必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (2) 本事業を効率的かつ効果的に実施出来る経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- (3) 本事業の業務を行うための法定資格要件を満たしていること。なお、応募者は、応募時点ですべての資格を有している必要はないが、事業契約締結後、着工までの間に当該資格を有する企業に請け負わせる等により、当該業務を適法かつ確実に遂

行できること。

- (4) 応募企業又はグループ代表企業が、北海道内に本店又は支店を置いている企業であること。
- (5) 応募企業又はグループ代表企業が、壮瞥町競争入札参加資格者名簿に登録済みであること。
- (6) 応募者、応募者の構成員及び協力会社のうち少なくとも1社以上が、北海道胆振支庁管内における浄化槽の工事、維持管理又は清掃の業務の実績を有していること。

3 参加資格の欠格事由等

応募者、応募者の構成員及び協力会社並びにこれらの代表者が、次に掲げるもののいずれかに該当するときは、参加資格を欠いているものとして応募者になることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 町の指名停止措置を受けている者
- (3) 債務不履行があり、所有する財産に対し仮差押え、保全差押え又は差押え命令及び競売手続きの開始決定がなされている者
- (4) 会社更生法の更正手続き開始の申立て又は民事再生法の再生手続き開始の申立てがなされている者
- (5) 最近1年間において、法人税、地方税その他の公租公課を滞納している者
- (6) 町と本事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業（日本上下水道設計株式会社及び当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）
- (7) 法令上必要な資格要件を満たしていない場合等に該当し、又は該当することが予測される者

第5章 応募の手続き

1 参加表明の受付

(1) 参加表明書等の提出

応募者は、下記に掲げる提出書類（参加表明書及び添付書類。以下この項において「参加表明書等」という。）を下記の提出方法、日時及び場所により提出すること。応募グループの場合は、グループ代表企業が、参加表明書等を提出するものとする。

記

- ・提出方法：持参のみとする。町は、参加表明書等を確認後、受領書を発行する。
- ・受付日時：平成16年12月6日(月)及び平成16年12月7日(火)
両日の午後1時から午後5時まで
- ・提出場所：壮瞥町役場（建設課下水道係）
- ・電話：0142-66-2121
- ・提出書類：
 - ア 参加表明書（様式1-1によること。）
 - イ 添付書類（企業グループの場合はグループ代表企業分について提出のこと。）
 - (ア) 会社概要
 - (イ) 定款
 - (ウ) 印鑑証明書
 - (エ) 法人税等納税証明書（地方税に係るものを含む）
 - (オ) 法人登記簿謄本
 - (カ) 損益計算書（直近3年分）
 - (キ) 貸借対照表（直近3年分）
 - (ク) 構成員名簿（応募企業がPFI事業者の候補者なった場合において本事業の業務を協力会社に委託することを予定している場合又は応募グループの場合において、様式1-2により提出すること。）
 - (ケ) 北海道胆振支庁管内における応募者、応募者の構成員又は協力会社による浄化槽の工事、維持管理又は清掃の業務の実績を証明する書類

(2) 参加表明書等を提出した後の辞退

応募者が、参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式2）を平成16年12月21日（火）までに壮瞥町役場まで持参又は郵送により提出すること（なお、参加辞退によって、今後、壮瞥町の行う業務において不利益な扱いをされることはありません。）。

(3) 参加資格審査の結果

参加資格審査の結果については、平成16年12月10日(金)までに、応募者(応募グループの場合はグループ代表企業)に対し、書面で通知する。また、壮瞥町ホームページにおいても同日から参加資格審査の結果を公表する。

(4) 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格がないと判断された応募者は、平成16年12月13日(月)及び12月14日(火)の午前9時から午後5時までの間において、町に対し、書面により、参加資格がないと判断されたことに対する説明を求めることができる。

町は、平成16年12月17日(金)までに、当該求められた説明に対する回答を当該説明を求めた応募者に対し、書面により行うものとする。

(5) 参加資格の確認基準日等

参加資格の確認は、応募者が参加表明書等を提出した日をもって行う。ただし、参加資格を確認した後、PFI事業者の候補者に選定された応募者と町が事業契約を締結するまでの間に、応募者又は応募者の構成員が参加資格要件を欠いたときは、その応募者を失格とする。

2 本募集要項に関する質疑

本募集要項の内容等に関して質問及び意見がある場合は、下記によって受け付ける。

(1) 受付日時：平成16年11月30日(火)午前9時から平成16年12月3日(金)午後5時まで。

(2) 受付方法：募集要項等に関する質問・意見書(様式3)に質問及び意見を記入の上、電子メールにより提出すること。

これ以外(電話、FAX、口頭等)による質問及び意見は受け付けない。

電子メールアドレス：kensetsu@town.sobetsu.hokkaido.jp

(3) 回答方法：壮瞥町ホームページにおいて、随時回答する。なお、電話及び口頭で個別に回答を行う等の対応は原則として行わない。また、町が、意見と判断した質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については回答を行わない場合がある。

3 提案書の受付

参加資格が認められた応募者が本事業の実施に関して作成した提案書は、下記の受付日時、提出場所及び提出部数により受け付ける。

提出方法は持参のみとし、その他の方法による提出は認めない。町は、提出された提案書を確認後、当該提案書を受領した旨の受領書を発行する。

記

- ・受付日時：平成17年1月24日(月)午後1時から午後5時まで
- ・提出場所：壮瞥町役場(建設課下水道係)
- ・提出部数：正本1部・副本10部

4 提案書の提出に当たっての留意事項

(1) 応募者は、提案書の提出をもって、本募集要項、要求水準書その他配布した資料に記載している事項及び内容を承諾したものとみなす。

(2) 町が配布した資料及び回答書は、本募集要項と一体のものとし、以後、配布するものが本募集要項を補完・修正するものである場合には、それが本募集要項よりも優先するものとする。

(3) 応募者が本募集要項により応募する際に要する費用は、応募者の負担とする。

(4) 応募のための入札保証金は免除する。

(5) 本募集要項に基づき応募者が提出する提案書その他の書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、町は、応募者の承諾を得た場合には、本募集要項に基づ

き提出される提案書その他の書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (6) 提出された提案書その他の書類は変更できないものとし、また、事由のいかんに関わらず返却しない。
- (7) 町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又はその内容を提示することを禁じる。
- (8) 本募集要項に定めるもののほか、募集に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- (9) 参加資格があると認められた応募者に対し、町は、必要に応じ別途ヒアリングの機会を設ける場合がある。
- (10) 原則として、応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

第6章 事業者の候補者の選定方法等

1 PFI事業者の候補者の選定方法

PFI事業者の候補者の選定にあたっては、町は、学職経験者及び町の職員等で構成する「壮瞥町PFI事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、審査会は、PFI事業者の候補者の選定に関する審査を行う。町長は審査会の意見を基に条例第26条の規定により事業者の候補者を選定する。

2 審査会の設置

審査会は、応募者及び応募者から提出された提案書その他の書類を審査し、PFI事業者の候補者について町長に意見を答申する。審査会の審議は非公開とする。

3 選定結果の通知

PFI事業者の候補者の選定結果は、参加資格があると認められたすべての応募者（応募グループの場合はそのグループ代表企業）に書面により通知する。また、壮瞥町ホームページにおいても公表する。

4 再度の選定

町長がPFI事業者の候補者を選定した後、当該選定された候補者が設立するSPCがPFI事業者に選定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該候補者を除き、前述の方法により、提案書その他の書類を提出した応募者のうちからPFI事業者の候補者を再度選定するものとする。

第7章 契約の概要

1 契約の構成

町とPFI事業者の候補者は、次の手順で、事業契約を締結するものとする。

(1) 事業契約締結に向けての協定

PFI事業者の候補者を選定した後、速やかにPFI事業者の候補者（応募グループの場合にあってはグループ代表企業）と町の間で、事業契約締結に向けての協定を締結する。この協定は、事業契約の締結に向け、PFI事業者の候補者はSPCを設立し、町は議会の承認等のために双方が協力していくことを確認する旨の内容となる。

(2) SPCの設立

PFI事業者の候補者は、上記協定の締結後、速やかにPFI事業者となるSPCを設立するものとする。

(3) 仮契約

PFI事業者の候補者によるSPC設立後、速やかに、町とSPCとの間で、条例第29条に規定する管理型浄化槽の設置及び維持管理に関する協定としての事業契約書を仮に締結する。当該仮に締結された事業契約書は、PFI事業の実施に係る事業契約として、壮瞥町議会（平成17年3月開催予定）での承認の議決に付される。

(4) 本契約（事業契約書）

前号の仮に締結された事業契約書は、壮瞥町議会において承認された後、その旨を契約の相手方に通知したときに、本契約として効力を発するものとする。

2 リスク管理の方針

(1) 基本的考え方

本事業における浄化槽の建設、維持管理に関する責任は、原則としてPFI事業者（=SPC。以下同じ）が負うものとする。ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途PFI事業者と協議の上、町が責任を負うべきものの範囲を定めることとする。

(2) リスク分担

町とPFI事業者のリスク分担の基本的な考え方については、本募集要項の別紙1による。

(3) その他

本事業の各業務を担当する企業は、PFI事業者から請け負った業務の一部について、町からの事前の承認を条件として、第三者に委託又は請負をさせることが出来るが、第三者に委託又は請負をさせても、当該業務に関する責任はPFI事業者自身が負うことを理解していること。

3 保険等

PFI事業者は、下記の保険に加入するものとする。

(1) 第三者賠償保険

P F I 事業者が施工する工事に伴い第三者に損害を及ぼしたことにより P F I 事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったとして生じる損害を担保するため、P F I 事業者は第三者賠償保険に加入するものとする。

(2) 浄化槽機能保証制度

浄化槽に異常が生じた場合においてその原因者が明らかでないときは、浄化槽業界団体の責任において速やかに改善措置をとることとしている(社)全国浄化槽団体連合会の機能保証制度に、P F I 事業者は加入するものとする。

4 財政上及び金融上の措置

本事業は、P F I 事業者が建設した浄化槽を、完成後一定の期間をおいた後に町が買い取ることにしているが、この買取について、町は国庫補助金等の交付を受けることを予定している。

P F I 事業者は、この買取が国庫補助事業として実施されることを踏まえ、国庫補助基準に適合する施設となるよう適用される技術基準を遵守するとともに、町が行う国庫補助金に係る手続き等に必要な協力及び支援を行わなければならない。

5 P F I 事業者の権利義務等に関する制限

(1) P F I 事業者の事業契約上の地位の譲渡等

町の事前の承諾がある場合を除き、P F I 事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡し、又は担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) P F I 事業者の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため、P F I 事業者に出資を行った企業及び団体等は本事業が終了するまで P F I 事業者の株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、P F I 事業者の株式を譲渡し、又は担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

第8章 提案に関する条件等

1 提案書の内容

提案書には、別紙2の内容を記載するものとする。

2 PFI事業の概要

- (1) PFI事業者が設置する全ての管理型浄化槽（約150基）が買取対象となる。
- (2) 放流先が著しく遠隔地になる場合は町と協議して負担区分を決定する。
- (3) PFI事業者が設置した管理型浄化槽の町による買取は、原則として、買取を行う年度の前年度の12月から当該年度の5月までの完成分（上期分）と当該年度の6月から11月までの完成分（下期分）の年2回に分けて行う。
- (4) PFI事業者が設置した管理型浄化槽を使用する権利は、買取時期に関わらず、使用開始時に町とPFI事業者との契約にて無償で貸与されるものとする。
- (5) PFI事業者の維持管理の対象となるのは、原則として、PFI事業者が設置した管理型浄化槽並びに既に個人設置型で設置され、条例附則第2項及び第3項の規定により平成17年4月1日以降、町が管理することとなる合併浄化槽であって、現に使用されている合併浄化槽が維持管理対象となる。
- (6) 各年度の維持管理は、当該年度の4月から翌年の3月まで使用された浄化槽が対象となる。

3 浄化槽を設置してから買取までの期間における維持管理の概要

- (1) PFI事業者が設置した管理型浄化槽の所有権は、PFI事業者が管理型浄化槽を設置してから町が買い取るまでの間はPFI事業者にあり、町がPFI事業者から当該管理型浄化槽を買い取ることによって、その所有権は町に移転する。
- (2) 管理型浄化槽を設置してから町が買い取るまでの期間（PFI事業者に管理型浄化槽の所有権がある期間）において、町はPFI事業者と維持管理契約を締結し、PFI事業者がその維持管理を行う。また、この期間の維持管理費は、買取により町に所有権が移転した後のPFI事業における維持管理費と合算して、第9章第4項第2号に規定する支払方法により支払う。

第9章 事業実施に関する事項

1 町による本事業の実施状況の監視

町は、P F I事業者による本事業の業務実施状況及びP F I事業者の財務状況を把握するため、定期的に、又は随時に、現場検査または書面等により、次に掲げる内容の監視（モニタリング）を行うものとする。

- (1) 設置工事に対する中間検査及び完成検査
- (2) 維持管理等に関する報告書等のチェック
- (3) 収納及び支払管理（証拠書類のチェック）

業務のモニタリングの結果、別途定める基準によるサービス水準が達成されていない場合においては、P F I事業者に対して修復勧告を行い、並びに修復策の提出及び実施を求めるものとする。

2 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じたときは、町とP F I事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わないときは、事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

3 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) P F I事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア P F I事業者の提供するサービスが事業契約に定める町の要求水準を下回るとき、その他P F I事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じたときは、町は、P F I事業者に対して修復勧告を行い、並びに一定期間内に修復策の提出及び実施を求めるものとする。P F I事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は、事業契約を解除することができるものとする。

イ P F I事業者が倒産し、又はP F I事業者の財務状況が著しく悪化したことにより、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられるときは、町は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ ア又はイの規定により町が事業契約を解除した場合において、町とP F I事業者は、管理型浄化槽の設置に係る工事の進捗状況について共同で調査を行い、町は、完成しているものについては買取を実施し、完成していないものについては、その工事の進捗状況に応じて、買取を実施するか、又は撤去させることができるものとする。また、この際、町は、P F I事業者に対し町に生じた損害を請求することができるものとする。

(2) 町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となったときは、P F I事業者は事業契約を解除することができるものとする。

イ P F I事業者は、アの規定により事業契約を解除したことによりP F I事業者に生じた損害を、町に請求することができるものとする。

- (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合
ア 不可抗力その他町又はPFI事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となったときは、町及びPFI事業者の双方は、本事業の継続の可否について協議することとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面により協議が整わなかった旨を通知することにより、町及びPFI事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
イ アの規定により事業契約を解除したことにより町及びPFI事業者の双方に生じた損害については、町とPFI事業者との協議により定めるものとする。
- (4) その他
前3号に掲げる解除事由、損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、事業契約で規定する。

4 支払手続

(1) 買取

- ア PFI事業者は、毎年、前年の12月1日から当該年の5月末日までの間に完成し、6月末日までに買取を請求する管理型浄化槽については5月末日までに、当該年の6月1日から11月末日までの間に完成し、12月末日までに買取を請求する浄化槽施設については11月末日までに、買取請求申請書を町に提出する。
イ 町は、買取請求申請書受領後10日以内に、その内容を精査して、買取対象とする施設についての確認通知書をPFI事業者に送付する。
ウ PFI事業者は、確認通知書受領後、速やかに町に支払請求書を送付する。
エ 町は、PFI事業者からの支払請求書を受領後、6月末日又は12月末日までに、買取金額を事業者に支払うものとする。

(2) 維持管理費の支払い

- ア PFI事業者は、毎年度の3月末日までに、当該年度において維持管理の対象となった管理型浄化槽について、その維持管理に係る業務報告書を添付して、維持管理費請求書を町に提出する。
イ 町は、PFI事業者からの維持管理費請求書を受領後、その内容を精査して、4月末日までに支払うべき維持管理費をPFI事業者に支払うものとする。